

## 令和3年第2回印西地区消防組合議会定例会

### ○議事日程（第1号）

令和3年10月8日（金曜日）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 発議案第1号 印西地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 6 議案第 1号 印西地区消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 認定第 1号 令和2年度印西地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 9 一般質問

○出席議員（10名）

1番	藤	江	研	一
2番	山	田	喜代子	
3番	川	上	賢	二
4番	海老原	作	一	
5番	川	上	正	紀
6番	岩	崎	成	子
7番	和	田	健一郎	
8番	影	山	廣	輔
9番	松	尾	榮	子
10番	秋	谷	公	臣

---

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	板	倉	正	直
副管理者	笠	井	喜久雄	
会計管理者	高	橋	幸	江
消防長	豊	田	徳	之
消防本部次長	川	上	秀	人
総務課長	山	下	浩	一
予防課長	丹	羽	雅	幸
警防課長	鈴	木	幹	夫
指揮指令課長	篠	田	一	彦
牧の原 消防署長	中	嶋		稔
印西西 消防署長	今	井	輝	彦
白井消防署長	石	井	幸	夫

---

代表監査委員	椎	名	眞	一
--------	---	---	---	---

---

○議会事務局出席職員氏名

書記長	武	藤	樹	幸
書記	土	佐	順	一
書記	海老原			慎

---

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(秋谷公臣) 皆さん、改めましておはようございます。本日は公私とも多忙中のところ、ご参集いただきまして、ありがとうございます。

印西市議会、白井市議会、白井市議会は昨日で閉会になりました。皆さん、お疲れのところでありませうけれども、本日はよろしく願いいたします。それから、慎重審議をお願いするとともに、スムーズな進行を改めてお願いいたします。

初めに、マスク着用ですので、マイクによる音声認識に配慮いたしまして明瞭に発言していただきますよう、お願いいたします。

また、室内が暑くなるようでしたら、上着を脱いでいただいても構いませんので。

なお、休憩中には議場内の換気を行いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまから令和3年第2回印西地区消防組合議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長(秋谷公臣) 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりでございます。ご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長(秋谷公臣) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、

7番 和田 健一郎 議員

8番 影山 廣 輔 議員

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長(秋谷公臣) 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

○議長(秋谷公臣) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長(秋谷公臣) 日程第3、諸般の報告を行います。

本日、管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので、ご報告します。

次に、監査委員より令和3年3月から令和3年6月までの例月出納検査の結果報告がありましたので、

その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会の説明員の出席要求を行ったところ、出席通知のありました者の職、氏名の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、令和3年9月末の消防活動状況の報告があり、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎行政報告

○議長（秋谷公臣） 日程第4、行政報告を行います。

管理者。

○管理者（板倉正直） 皆さん、おはようございます。本日は、令和3年第2回印西地区消防組合議会定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和3年第1回定例会以降の主な行事等について報告をいたします。

3月1日から7日まで、春の全国火災予防運動として、組合管内において各消防署が巡回警戒や広報活動を行い、火災予防の啓発活動を実施しました。

3月26日、消防本部において例月出納検査を、牧の原消防署、印西消防署及び白井消防署において定期監査を実施しました。

令和3年度に入り、4月1日新規採用職員11名を含む266名体制で新年度がスタートしました。

7月22日から9月2日までの期間において、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、計6日間、成田国際空港に応援警戒として職員を派遣いたしました。

また、7月25日から29日までの期間のうち計3日間、オリンピック競技大会、釣ヶ崎サーフィン競技では、応援警戒として職員を派遣しました。

8月6日、消防本部において例月出納検査及び決算審査を実施しました。なお、例月出納検査の結果につきましては、議長からお手元に配付された内容のとおりです。

以上が主な行事等の報告でございます。

本定例会に提案いたします案件は、議案1件、認定1件、報告1件の合計3件でございます。それぞれ提案申し上げましたときに内容の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（秋谷公臣） これで行政報告が終わりました。

---

#### ◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（秋谷公臣） 日程第5、発議案第1号 印西地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

9番、松尾榮子議員。

○9番（松尾榮子） 発議案第1号 印西地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、

提案理由の説明をいたします。

本案は、標準市議会会議規則の一部改正に伴い、本会議の欠席事由の明文化及び請願に係る押印規定を見直しするため、一部改正をするものです。本改正の内容については、発議案第1号の資料、新旧対照表に沿って説明をいたします。

まず、第2条につきましては、欠席の届出に関し、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として諸要因に配慮した欠席事由を整備するため、現行の「事故のため」から「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、第2条を第2条第1項とし、第2項には、特に出産のため出席できないとき、産前産後の期間にも配慮した規定を設けるものです。

次に、第76条については、請願者の利便性の向上を図るため、請願者に求めている「氏名の記載、押印」を、「署名または記名押印」に改め、法人の場合の条文についても同様に規定の整備をし、併せて紹介議員の「署名または記名押印」について文言の整理を行うものです。

なお、この規則は、公布の日から施行するものです。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（秋谷公臣） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（秋谷公臣） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（秋谷公臣） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

発議案第1号 印西地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

発議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（秋谷公臣） 起立全員です。

したがって、発議案第1号については原案のとおり可決されました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（秋谷公臣） 日程第6、議案第1号 印西地区消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直） 議案第1号についてご説明をいたします。

本案は、国における対面業務及び押印の見直し等の取扱いの整合を図るため、印西地区消防組合職員のサービスの宣誓に際して、面前によることの定めを廃止し、及び宣誓書への押印を不要とするため所要の改正

を行うものでございます。

詳細につきましては、消防長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（秋谷公臣） 消防長。

○消防長（豊田徳之） 消防長の豊田です。議案第1号について補足説明させていただきます。

お手元の審議資料、新旧対照表を御覧ください。職員のサービスの宣誓に関する条例第2条中、「又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式により」を「に別記様式による」に改め、「に署名」を「を提出」に改め、同条の規定により、新たに職員となった者が職員のサービスの宣誓をする際に、対面において行うことを廃止するものとし、併せて別記様式で定める宣誓書への押印の定めを不要とするものでございます。

なお、附則でございしますが、本条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（秋谷公臣） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（秋谷公臣） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（秋谷公臣） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第1号 印西地区消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（秋谷公臣） 起立全員です。

したがって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

---

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（秋谷公臣） 日程第7、認定第1号 令和2年度印西地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直） 認定第1号についてご説明をいたします。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、決算書、主要施策の成果及び消防活動実績報告書並びに決算審査意見書を添えて提出し、認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） 認定第1号について補足説明させていただきます。

初めに、令和2年度決算の概要についてご説明いたします。お手元の審議資料、令和2年度決算認定資料をお願いいたします。1ページの1、決算規模ですが、歳入総額は29億7,322万8,000円、歳出総額は28億9,436万6,000円となり、前年度との比較による増減率では、歳入は5.6%、歳出は6.7%の減となりました。消防の決算の特徴といたしましては、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費が大部分を占めており、過去の決算状況を見ましても、例年義務的経費のほかは消防車両などの施設整備事業の程度によって決算規模が変動しています。

次に、資料2ページの2、決算収支ですが、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は7,886万2,000円で、前年度に対し59.6%の増となり、また翌年度へ繰り越すべき財源は49万5,000円で、前年度に対し皆増となり、実質収支は7,836万7,000円となりました。

次に、3、歳入についてですが、3ページの表と併せて御覧ください。全体の9割以上を占める（1）、分担金及び負担金は27億8,410万1,000円で、前年度に比べ1.3%の減となりました。

（2）、使用料及び手数料は、危険物施設の許認可件数や検査件数が増加したことにより、手数料が増額となり、前年度に比べ55.9%の増となりました。

（3）、国庫支出金は、事業実績はありませんでした。

（4）、県支出金は、高規格救急自動車及び消防ポンプ自動車を配備するに当たり、消防防災施設強化事業補助金を活用したことや東京オリンピック・パラリンピックに伴う救急体制整備費により、前年度に比べ皆増となりました。

（5）、財産収入は、印西消防署の水槽付ポンプ自動車を売払いしたことにより、前年度に比べ皆増となりました。

（6）、繰越金は、令和元年度からの執行残額や予備費などを含めたものが歳入歳出差引額となり、前年度に比べ17.1%の減となりました。

（7）、諸収入は、千葉縣市町村総合事務組合退職手当事務に係る一般負担金や県派遣職員負担金が還付されたことにより、前年度に比べ16.6%の増となりました。

（8）、組合債は、前年度に比べ65.4%の減となりました。主な理由として、印旛消防署修繕事業やちば消防共同指令センター部分更新事業が完了したことにより、借入額が減となったことによるものです。

次に、4、歳出ですが、歳入と同様に4ページの表と併せて御覧ください。性質別に申し上げますと、人件費、物件費などの（1）、経常的経費は26億9,258万1,000円で、前年度に比べ3.3%の減となりました。主な要因は、消防本部及び牧の原消防署の空調改修工事が完了したことや、人件費、物件費などが前年度に比べ減となったことによるものです。

（2）、投資的経費は2億178万5,000円となり、前年度に比べ36.4%の減となりました。主な理由として、印旛消防署修繕事業及びちば消防共同指令センター部分更新事業が前年度で完了したことにより減額となったものでございます。

次に、5、地方債等の状況ですが、地方債の令和2年度末現在高は24億6,416万1,000円で、前年度末に比べ7.5%の減となりました。債務負担行為の令和2年度末未払残高は、千葉ニュータウン区域内に整備した消防署などの立替施行分の残額によるもので4億9,739万8,000円となり、前年度末に比べ14.9%の減となりました。

次に、6、財産に関する調書の記述は、決算書の補足説明です。土地及び建物につきましては、令和元年度末の数値と変動はございません。消防車両につきましては、決算年度中に白井消防署に高規格救急自動車を更新整備し、牧の原消防署に新たに消防ポンプ自動車を整備いたしました。また、印西消防署の水槽付ポンプ自動車を売却したことから、御覧の表記となります。

次に、本資料の5ページから10ページまでは、平成30年度から令和2年度までの3年間の決算状況を参考として添付をいたしました。

続きまして、お配りいたしました別資料、令和2年度印西地区消防組合一般会計歳入歳出決算書を御覧ください。1、2ページをお願いいたします。令和2年度の歳入決算額は29億7,322万7,818円となり、各項目とも調定額どおり収入済みで、不納欠損及び収入未済額はございませんでした。

次に、3、4ページの歳出決算額については、予算現額29億6,282万9,000円に対し、支出済額28億9,436万5,547円となり、翌年度繰越額が49万5,000円となり、不用額は6,796万8,453円となりました。また、歳入歳出差引残額は、5ページのとおり7,886万2,271円で、この額が令和3年度へ繰越しとなります。

それでは、7ページ以降の事項別明細書からご説明いたします。

初めに、歳入からご説明いたします。1款分担金及び負担金は構成市からの分担金で、一般分担金と特別分担金から成ります。一般分担金としては、人件費や消防車両の整備費等の消防行政を運営する上で必要となる通常経費に係るもので、構成市負担割合といたしましては、普通交付税の算定に用いる消防費に係る基準財政需要額割100%で算出した額となります。

次に、特別分担金としては、千葉ニュータウン関連の立替施行に係る庁舎や用地などの消防施設整備費などで、該当する印西市、白井市の公益施設整備費負担金から賄われているものであります。この分担金及び負担金の予算現額は、事業費精算などの補正を含め27億8,410万円となり、各市とも調定額どおり納入されました。

なお、構成市別の内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、2款使用料及び手数料は、予算現額316万2,000円に対し、収入済額は476万8,093円となっております。この使用料及び手数料の内訳ですが、1項使用料は、行政財産目的外使用料として自動販売機及び気象観測機の設置などに係る収入となります。

2項手数料は、危険物施設の許認可申請や検査手数料並びにその他諸証明手数料に係る収入となります。

次に、3款国庫支出金は、支出金に該当する事業がなかったことにより、補正を経て予算減額ゼロ円となりました。

4款県支出金は、高規格救急自動車及び消防ポンプ自動車配備に係る県補助金となり、消防防災施設強化事業補助金を活用したことや、東京オリンピック・パラリンピックに伴う救急体制整備費により、予算現額880万4,000円に対し、支出済額は880万3,486円となっております。

なお、各車両の内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。



次に、9、10ページを御覧ください。5款財産収入は、印西消防署の水槽付ポンプ自動車を売払いしたことにより、予算現額どおりの40万7,000円となりました。

6款繰越金は、予算現額4,939万8,000円に対し、収入済額は4,939万8,182円となりました。

7款諸収入は、退職手当支給事務に要する一般負担金還付分、生命保険料等徴収代行手数料、自動販売機等電気料、自動販売機設置納付金及び特定健康診査補助事業助成金、県派遣職員負担金などによるもので、予算現額5,015万8,000円に対し、収入済額は5,894万9,891円となりました。

次に、8款組合債は、予算現額のとおり6,680万円となりました。この内訳でございますが、消防施設整備債に係る事業として、備考欄に記載のとおり、消防車両2台の整備事業について借入れを実施いたしました。

以上が歳入の決算でございます。

続きまして、歳出の状況ですが、資料11、12ページを御覧ください。歳出の1款議会費は、議員報酬及び会議録作成業務委託料などで、予算現額207万円に対し、支出済額140万1,196円で、不用額は66万8,804円となりました。不用額の理由は、会議録作成業務委託料の執行残によるものでございます。

次に、2款総務費ですが、そのうち1項総務管理費は、管理者、副管理者の報酬など、予算現額27万4,000円に対し、支出済額16万1,500円で、不用額は11万2,500円となりました。不用額の主な理由は、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬及び行政不服審査会委員報酬に係る支出該当事案がなかったことによるものです。

次に、2項監査委員費は、監査委員報酬など、予算現額7万円に対し、支出済額6万9,552円で、不用額は448円となりました。

次に、3款消防費は、このページ以降順次ご説明いたしますが、その前に令和2年度の主な主要事業の実施概要を申し上げます。別冊の令和2年度主要施策の成果及び消防活動実績報告書をお願いします。

1ページは、消防本部及び牧の原消防署修繕工事策定のための基本調査業務委託で、令和4年度から令和5年度で計画をしている庁舎修繕に向け、令和3年度で実施する設計業務委託に対応した庁舎の劣化状況や必須となる工事内容を把握することができました。

2ページから6ページは消防車両整備事業となり、消防車両等整備計画に基づき、千葉県消防広域応援隊登録車両として、高規格救急自動車及び消防ポンプ自動車を整備いたしました。また、指揮車2台と消防庁舎を更新整備いたしました。

歳入歳出決算書に戻ります。11、12ページを御覧ください。3款消防費の当初予算額は27億2,515万3,000円でしたが、各事業費の補正予算を経て6,170万4,000円の減額補正をし、予算現額は26億6,344万9,000円となりました。また、予算現額から支出済額26億1,577万388円を差し引き、49万5,000円の事故繰越し分を差し引きまして、不用額は4,718万3,612円となりました。

なお、この3款消防費は、支出総額の89.7%を占めてございます。

それでは、消防費の主な状況を節別に申し上げます。

1節報酬は、職場巡視や健康相談など、産業医の報酬として、予算現額のとおり36万円を支出いたしました。

次に、2節給料ですが、予算現額10億2,625万4,000円に対し、支出済額10億2,585万7,617円で、不用額

は39万6,383円となりました。

次に、3節職員手当等ですが、予算現額8億3,684万7,000円に対し、支出済額8億275万1,225円で、不用額は3,409万5,775円となりました。

13、14ページをお願いします。次に、4節共済費ですが、予算現額3億7,644万1,000円に対し、支出済額3億7,505万9,905円で、不用額は138万1,095円となりました。

次に、5節災害補償費については、執行がございませんでした。

次に、7節報償費ですが、予算現額3万円に対し、支出済額2万3,000円で、不用額は7,000円となりました。

次に、8節旅費ですが、予算現額100万8,000円に対し、支出済額61万8,100円で、不用額は38万9,900円となりました。不用額の主な理由は、消防大学校並びに県消防学校入校旅費が、当初の見込みを下回ったことによるものです。

次に、9節交際費ですが、予算現額26万円に対し、支出済額2万9,600円で、不用額は23万400円となりました。

次に、10節需用費ですが、予算現額8,258万4,000円に対し、支出済額7,754万1,516円で、不用額は504万2,484円となりました。不用額の主な理由は、燃料費、光熱水費及び修繕料が当初の見込みを下回ったことによるものです。

14ページから16ページをお願いします。次に、11節役務費ですが、予算現額1,061万6,000円に対し、支出済額1,026万4,889円で、不用額は35万1,111円となりました。

16ページから18ページを御覧ください。次に、12節委託料ですが、予算現額2,992万3,000円に対し、支出済額2,730万1,650円、事故繰越し49万5,000円で、不用額は212万6,350円となりました。不用額の主な理由は、職員健康診断委託料などが見込みを下回ったことによるものです。

次に、13節使用料及び賃借料ですが、予算現額2,785万8,000円に対し、支出済額2,746万172円で、不用額は39万7,828円となりました。

次に、14節工事請負費ですが、予算現額142万円に対し、支出済額も同額の142万円となりました。

次に、16節公有財産購入費ですが、予算現額9,327万9,000円に対し、支出済額9,327万5,448円で、不用額は3,552円となりました。

18ページから20ページを御覧ください。次に、17節備品購入費ですが、予算現額1億2,830万3,000円に対し、支出済額1億2,777万5,828円で、不用額は52万7,172円となりました。

次に、18節負担金補助及び交付金ですが、予算現額4,707万5,000円に対し、支出済額4,486万2,938円で、不用額は221万2,062円となりました。不用額の主な理由は、メディカルコントロール協議会負担金や指令センター共同運用負担金が、当初の見込みを下回ったことによるものです。

なお、備考欄に負担金の内訳が記載されておりますが、職員教育として、消防大学校に2人、千葉県消防学校に18人、救急救命士研修所に4人を派遣し、消防職員としての専門的知識の習得と職員の資質の向上を図りました。

次に、26節公課費ですが、これは自動車重量税を支出するもので、予算現額119万円に対し、支出済額116万8,500円で、不用額は2万1,500円となりました。

次に、4款公債費ですが、庁舎及び消防車両整備のために借り入れた元金と利子の償還金として、予算現額2億7,696万6,000円に対し、支出済額2億7,696万2,911円で、不用額は3,089円になりました。

次に、5款予備費ですが、執行はございませんでした。

以上が令和2年度歳入歳出決算の内容でございます。

続きまして、23ページを御覧ください。次に、実質収支に関する調書でございますが、歳入総額29億7,322万8,000円に対し、歳出総額28億9,436万6,000円、歳入歳出差引額は7,886万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源として事故繰越繰越額が49万5,000円となり、実質収支額は7,836万7,000円となりました。

25、26ページを御覧ください。次に、財産に関する調書についてご説明いたします。財産に関する調書、1、公有財産ですが、(1)、土地及び建物につきましては、前年度から数値の変動はありませんでした。

27ページをお願いします。次に、2、物品ですが、牧の原消防署に消防ポンプ自動車を新規整備したことから、消防ポンプ自動車が1台増の5台となり、印西消防署の水槽付ポンプ自動車を売却したことにより1台減の6台となりました。また、白井消防署の高規格救急自動車、牧の原消防署と印西消防署の指揮車及び消防庁舎を更新整備いたしました。増減高はゼロと表記してございます。

次に、本決算による主要施策の成果及び消防活動実績報告書をもう一度お願いいたします。7ページ以降の消防活動実績についてご説明いたします。

決算年度中の活動実績ですが、火災件数については54件で、うち20件が建物火災となります。焼失面積等は、建物火災によって2,013平方メートル、車両火災については、類焼を含め18台となりました。火災による損害見積り総額は3億4,209万1,000円となりました。火災による死傷者については、死者ゼロ人、負傷者10人の計10人です。構成市別の件数では、印西市が33件、白井市が21件となりました。

8ページを御覧ください。次に、救急出動件数については6,245件となりました。内訳といたしまして、急病が3,947件で全体の63.2%を占めています。次いで不慮の事故となる一般負傷が945件で15.1%、交通事故が539件で8.6%を占めています。搬送人員については5,640人で、傷病程度別搬送人員では、軽症が全体の50%弱を占めております。構成市別件数では、印西市が3,693件、白井市は2,532件となりました。

9ページを御覧ください。次に、救助出動件数については76件で、交通事故による救助出動が25件、その他記載のとおりとなりました。

10ページを御覧ください。このページは、火災出動における前年度との比較となります。火災件数を令和元年度と比較すると、この表に記載のとおり全体で22件の減少となりました。

11ページを御覧ください。この表は、救急出動における前年度との比較となります。救急件数は639件減少し、搬送人員についても757人減少しました。構成市別では、印西市が408件減少し、白井市では229件減少しました。

12ページを御覧ください。この表は、救助出動における前年度との比較となります。救助件数は27件減少し、救助人員も40人減少しました。構成市別では、両市とも減少となりました。

続きまして、令和2年度決算の補足資料となる印西地区消防組合の財務書類と固定資産台帳についてご説明いたします。令和2年度統一的な基準による一般会計等財務書類をお願いします。1ページ、貸借対照表をお願いします。この表は、会計年度末時点における資産や債務に関する情報を表すもので、左側に資産を計上し、右側に負債と純資産を計上しております。

資産の状況ですが、土地、建物、物品などの固定資産が50億8,814万3,364円となり、資産合計の98.47%を占めております。これに流動資産である現金預金を加えた資産合計は、51億6,736万7,323円となります。

続いて、負債ですが、固定負債は、地方債、長期未払金、退職手当引当金の35億3,792万3,174円となり、1年以内に支払いが行われる流動負債は、1年内償還予定地方債、未払金、賞与等引当金、預り金の5億8,162万7,057円となります。固定負債と流動負債を合わせた負債合計は、41億1,955万231円です。また、令和2年度決算認定資料の4ページをお願いいたします。地方債等の状況との関連でございますが、この貸借対照表では、地方債のうち令和3年度に償還予定地方債は、1年内償還予定地方債に計上されてございますので、貸借対照表の地方債と1年内償還予定地方債の金額を合わせることで、令和2年度決算資料にあります地方債の現在高と一致するものとなるものでございます。

次に、純資産に関しましては、固定資産として保有している純資産と、金銭の形で保有している純資産の合算である純資産合計は10億4,781万7,092円となりました。

次に、2ページ、行政コスト計算書を御覧ください。この表は、一会計期間において資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用と、その行政活動と直接対価性のある使用料、手数料などの収益を対比させたもので、純行政コストは27億7,454万7,973円となりました。

次に、3ページ、純資産変動計算書を御覧ください。この表は、1ページ目の貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目の数値が1年間でどのように変動したのかを表すものとなり、本年度末純資産残高は10億4,781万7,092円となりました。

次に、4ページ、資金収支計算書を御覧ください。この表は、地方公共団体における取引を、業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支の3つの活動に分類し、各活動に関する資金の収支状況を明らかにするものとなります。

業務活動収支では4億1,187万4,979円、これには主に人件費、分担金等が該当します。

投資活動収支ではマイナス1億8,218万6,322円、これには主に公共施設等整備費支出、国、県等の補助金収入が該当します。

財務活動収支ではマイナス2億22万4,568円、これには地方債の発行収入及びその償還支出が該当します。これらの3つの活動収支により、本年度資金収支額は2,946万4,089円となりました。

財務書類と固定資産台帳の概要といたしましては以上となりますが、これらの内容に関する詳細につきましては、5ページからの注記と10ページからの附属明細書に記載がございますので、ご確認くださいませようをお願いいたします。

申し訳ございません。1か所ご説明の訂正をお願いいたします。決算書の事項別明細書7ページをお願いいたします。4款県支出金についてでございますが、「支出済額」ということでご説明をいたしました。が、「収入済額」880万3,486円でございます。申し訳ございませんでした。訂正をお願いいたします。

以上で認定第1号の補足説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 説明が終わりました。

ここで休憩したいと思います。11時10分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

---

再開 午前11時10分

○議長（秋谷公臣） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

申合せにより、初めに通告議員による質疑を行います。

通告議員による質疑の方法は、通告した質疑を1回目の質疑で全て発言してください。その後の再質疑は2回までとなります。順番に発言を許します。

1番、藤江研一議員の発言を許します。

1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） それでは、質疑をさせていただきます。1、決算書16ページ、12節委託料の事故繰越し49万5,000円の内容と事故繰越しの理由を伺います。

それから、同じところで不用額212万6,350円の内容と不用となった理由を伺います。

2点目、決算書12ページでございますが、1日常備消防費の3節職員手当の不用額3,409万5,775円の内容と不用となった理由を伺います。

3点目ですが、決算書14ページ、10節需用費の不用額504万2,484円の内容と不用となった理由を伺います。

4点目ですが、決算書の20ページ、1日常備消防費、18節負担金補助及び交付金の不用額221万2,062円の内容と不用となった理由を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（秋谷公臣） 指揮指令課長。

○指揮指令課長（篠田一彦） 1の（1）についてお答えいたします。

消防活動時に隊員間の通信に使用する携帯型無線機について、株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店が、総務省関東総合通信局へ無線機の免許申請を過失により申請していなかったことが分かり、免許状の交付が遅滞したことで年度内に事業が完了することができなかったものです。このことから事業費49万5,000円を繰り越したものです。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） それでは、1の（2）についてお答えいたします。

主な不用額といたしまして、職員健康診断委託料が44万4,000円、例規集電子化作成業務委託料が35万2,000円、消防車両保守点検委託料が29万1,080円、B型肝炎抗体接種委託料が27万5,000円となります。この理由といたしましては、職員健康診断委託料につきましては、対象職員全員受診で予定をいたしまして計上してございますけれども、人間ドックの受診をする者は健康診断を受診しないことから、見込額より減額となったものでございます。

次に、例規集電子化作成業務委託料は、加除数量が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、消防車両保守点検委託料につきましては、消防車両装備の保守点検前に故障箇所が2か所確認を

され、2か所の修理をしなければ保守点検ができないとのことから、令和3年第1回定例会において補正予算でご承認をいただき、実際に修理をいたしましたところ、1か所の修理で完了したため執行残が出たものでございます。

次に、B型肝炎抗体検査接種委託料につきましては、検査対象者80人全員がワクチン接種を実施する予定で予算計上するものでございますが、ワクチン接種前に実施する抗体検査におきまして、抗体の保有が確認できた55人の職員がワクチン接種が不要となったことによるものでございます。そのほか金額の小さなものが幾つかございますが、その額については77万円弱となっております。

続きまして、2についてお答えいたします。主な不用額といたしまして、時間外勤務手当が2,187万9,000円、休日勤務手当が659万円となります。この理由といたしましては、時間外勤務手当は、見込んでいた研修や訓練等が新型コロナウイルス感染症の影響により見送られたためでございます。また、休日勤務手当は、学校入校者や育児休暇等により見込みを下回ったためでございます。

続きまして、3についてお答えいたします。主な不用額といたしましては、燃料費が220万3,000円、光熱水費が174万3,000円となります。この理由でございますが、燃料費は、燃料単価が予測単価より安価であったためでございます。

光熱水費につきましては、暖冬により電気使用料が見込みを下回ったためによるものでございます。

続きまして、最後に4についてお答えいたします。主な不用額といたしまして、メディカルコントロール協議会負担金が96万円、指令センター共同運用負担金が109万1,000円となります。理由といたしましては、メディカルコントロール協議会負担金は、病院内で行う予定であった研修が、新型コロナウイルス感染の蔓延に伴い実施できなかった分の減額となります。

指令センター共同運用負担金は、指令システムの共通部分及び個別部分の修繕料等が見込みを下回ったため減額になったものでございます。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 以上で藤江研一議員の質疑を終わります。

次に、9番、松尾榮子議員の発言を許します。

9番、松尾榮子議員。

○9番（松尾榮子） それでは、質問させていただきます。先ほど詳しい説明がありまして幾らか分かった部分もあるのですが、一応確認の意味も含めて質問させていただきます。

まず、決算書の10ページの一番上です。東京オリンピック・パラリンピックに伴う救急体制整備費、県補助金44万2,486円、オリンピック・パラリンピックは、これ令和2年度の決算なわけですけれども、令和3年度に延期になりましたけれども、この補助金につきましては、令和2年度に当初の予定どおりの金額で交付されたのかどうか、伺います。

2番目といたしましては、これをどのように2年度使用したのか、伺います。

質問2です。14ページの歳出のほうなのですが、8節の旅費です。研修旅費、消防大学校入校旅費、消防学校入校旅費、それから救急救命士研修旅費について、先ほど少し説明がございましたけれども、消防学校は18人、救急救命士は4人という説明お聞きしましたけれども、こちらに記載されております研修旅費、消防大学校入校旅費、消防学校入校旅費、救急救命士研修旅費につきまして、入校者数とか研修参加

者数はそれぞれ何人だったのか、もう一度伺います。

それから、質問の3番目なのですが、附属資料に固定資産台帳がございます。この中をちょっと見てみますと、非常に耐用年数を超過した資産というのが多く見られるのですが、機器類など大事に使っていただいて、見込みの耐用年数よりも長く使っていただいているということが非常によく分かりますけれども、新型コロナウイルスの蔓延が続いている中でございます。特に医療系の人工呼吸器とか心電図モニター、それからパルスオキシメーター、半自動体外式除細動器等々、これは非常に重要な機器ではないか。このコロナ禍の中でも非常に重要な位置を占める機器ではないかと思うわけですが、これにつきまして令和2年度中に更新は行わなかったのかどうか、伺います。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） まず、私からは1の①、1の②についてお答えします。

まず、1の①、補助金についてですが、補助金につきましては、予定どおり全額交付を受けております。

次に、1の②です。どのように使用したのかというところで、令和2年度はオリンピック・パラリンピックが延期となったため、使用実績はございません。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） 続きまして、私から2についてお答えいたします。

研修参加者数及び入校者数というところで、まず研修参加者は5人でございました。入校者にあつては、千葉県消防学校に18人、消防大学校に2人、救急救命士研修所に4人の計29人になります。

続きまして、3についてお答えいたします。高度救命処置用資機材につきましては、当該機器の保証期間となる更新1年目を除きまして、耐用年数を経過したものを含めまして毎年の保守点検を行うことで機能を維持いたしてございます。また、令和2年度は、更新整備をした白井消防署の高規格救急自動車に合わせて当該救急車に搭載する人工呼吸器などの高度救命処置用資機材並びに印旛消防署の救急車に搭載をする高度救命処置用資機材についても、令和2年度中に更新をしてございます。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 9番、松尾榮子議員。

○9番（松尾榮子） ご説明ありがとうございます。

それでは、再質問いたします。質問1につきまして、東京オリンピック・パラリンピックの補助金の件なのですが、令和2年度については使用しなかったというふうに聞こえたのですが、それでよろしかったのでしょうか。そうしますと、令和3年度にオリンピック・パラリンピックが繰越しになりましたので、令和3年度に使用したということによろしいのかどうかだけ確認します。これは1つずつでよろしいですか。

○議長（秋谷公臣） 一問一答。

（何事か言う人あり）

○議長（秋谷公臣） 関連質問あれば。

○9番（松尾榮子） まとめてですか。それでは、質問2のほうなのですが、それぞれ研修会に5人、それから消防大学校に2人、消防学校に18人、それから救急救命士研修に4人参加されたということで、技能、

技術を上げられる意味で大変よかったと思いますけれども、令和2年度もコロナが非常に猛威を振るった年でございます。研修等の実施においてコロナ等の影響はなかったのかどうか、伺います。

3点目につきまして伺います。3点目なのですが、これは固定資産台帳の資料を見ていただきますと、例えばなのですけれども、3ページの11400、下のほうにございまして、消防本部の警防課、人工呼吸器、その下に心電図モニター、これは平成19年に取得しているのですね。それで、耐用年数が5年とか6年なのです。そうしますと、平成23年くらいにはもう切れていまして、大事に大事に使ったとしましても、やっぱりもう何年超過して使っているのかというような感じがあります。

それから、次のページ行きまして、5ページぐらいに行きましても、これも消防本部警防課なのですけれども、平成15年に取得しまして8年間、ですから23年にはもう切れているわけですよ、基本的に。それから、その次のポケットCO<sub>2</sub>モニター、これにつきまして平成21年に取得いたしまして、4年間ですから平成25年にはもう切れている。大事に大事に使いましたとしても、もう何年前、何年間使っているのだろうというのがあります。そういうのをずっと見ていきますとかなり切れてしまっているものが、切れて何年もたっているものがあるわけなのです。ですから、現場の消防署のほうにはそれぞれ使えるものが置いてあるのだろうとは思いますが、こんな時期、コロナ禍の時期でもありますし、こういうときに、昨日も大きな地震ありましたけれども、例えば被災とかありまして避難所ができて、急にこういうパルスオキシメーターとかたくさん必要になって、消防署から貸し出すとかということもあるのではないかと思います。これはあまりに古いものというのは、やはりいざというとき使えないのではないかなと思いますので、こういった機器は大事なものですから徐々に、一挙には予算的にも大変ですけれども、少しずつ整備をしていく、更新していくという考えはないのかどうか、それをちょっと伺います。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） 私からオリンピック・パラリンピックのどのように使ったのかというところで、先ほど使用実績はありませんということでお答えしましたが、令和2年度に当組合の応援隊、救急隊は、テロ災害専用隊というところで位置づけられていまして、そのためのテロ用資機材の購入しています。購入はしましたけれども、延期になったというところで今年度にといいところですよ。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） それでは、私から研修について、まず2点目の研修についてお答えいたします。

コロナ禍におきまして、令和2年度におきましては千葉県消防学校の訓練指導科、これに2人入校する予定でございましたけれども、令和3年度に延期ということで、研修自体が、この消防学校の入校自体がありませんでした。

続きまして、もう一点、消防学校、特殊災害科という課程がございますけれども、これに1人が入校する予定でございましたけれども、この課程が中止ということでなくなりました。

続きまして、これは研修ということでございますけれども、消防職員安全衛生研修といたしまして東京都で行われる研修でございますけれども、これがコロナ禍の影響で中止ということになりました。以上3つがコロナの影響でございます。



申し訳ございません。漏れました。もう4人ございます。失礼いたしました。追加をさせていただきます。千葉県自治研修センターといいまして、そこで行われるハラスメント防止研修1人、法制執務研修1人、公会計研修1人、クレーム対応研修1人、この千葉県自治研修センターに4人行くはずでしたが、これがコロナ禍の影響で中止になりなくなりました。2については以上でございます。

続きまして、固定資産台帳の耐用年数の関係でございます。この救命に重要な資機材ということでございますけれども、これにつきましては計画的に更新をしているものでございます。また、耐用年数が5年と思われ、主なもの、そこが過ぎて、これはメーカーの基準でございますけれども、8年まで使っております。その理由といたしましては、最初の整備をした1年目、これを除きまして2年目から耐用年数5年が過ぎた8年目までの間に、毎年保守点検をしっかりとやっております。この時点でまた保守点検をやった結果、もうこれは駄目だということであれば、そこで8年目で終わるということになります。こちらの固定資産台帳でございますけれども、これは旧大蔵省の資産価値を計る減価償却の基準、それに当てはめまして資産管理といたしますか、そういったようなことでしてございます。ここで耐用年数が経過すると1円ということになってしまいます。例えば今の救急高度化資機材なのですけれども、5年で価値が1円になりますけれども、そういったようなところでございます。しかしながら、機器につきましてはしっかりと保守をいたしまして、まだここまでは間違いなく安全にいけるということでございますので、ここで資産価値がなくなっても、また保守をしっかりとやって保証のできる、メーカーでしっかりと保証ができる、その期間は使えるということになっています。また、これは計画性を持って5年のところを8年使うとして、そこでもう駄目であれば予算化をお願いいたしまして、議員皆様方に予算をお願いいたしまして、計画性を持って間違いなく全部ロットを組んで交換をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 以上で松尾榮子議員の質疑を終わります。

ほかに本議案に係る質疑はありませんか。

なお、質疑に当たりましては、資料名及びページをお示しになり、予算審議に戻るような質疑になりませんようにご注意をお願いいたします。

2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） 全部で6ページ分の質問を行います。決算書の8ページです。そこで行政財産目的外使用というのがありまして、説明で自販機と気象観測機の説明がありました。この気象観測機、実際どういった結果が出たのかを伺います。

それと、同じページです。危険物の規制事務、これかなり金額、昨年と比べて倍近くになっていますけれども、毎年増えている。去年はデータセンターとか物流倉庫という答弁がありましたけれども、また同じような状況なのかというのを、まず最初に8ページのをお願いします。

次に、12ページです。12ページの職員のことについて伺います。去年も私伺ったのですけれども、有給休暇がちゃんと取れているかどうかというのを確認したいのですけれども、印西の職員が平均大体14日と何時間というのがありますけれども、大体有給休暇、全部の消防署でその程度の有給休暇が取れているかどうかの確認。

それと、療養休暇の職員がどのぐらいいるかということをも、もし把握されていたら伺いたいと思います。

というのは、平成29年と30年の資料、たしかこれ議会終わってから資料いただいたのですけれども、かなりの方が、最高で99日、これ平成29年度、平成30年ですと32日間というのがあります。療養休暇を取得している方の実績がもし分かれば伺いたいと思います。これが12ページ。

それと、もう一個、16ページです。この16ページは、先ほど藤江議員が質問された事故線越し、大崎コンピュータが免許申請を忘れたというようにご答弁されましたけれども、この免許申請を忘れた、その原因ですね、それをこちらが把握して、これによる損害はあったのか。免許申請を忘れたって、これはあり得ないと思うのですけれども、その対策というか、相手先にどういう対応されたのか、その点について伺います。

それと、20ページ、これも先ほど藤江議員が質問されたことなのですけれども、不用額のところでメディカルコントロール協議会の負担金、これ病院内で実施できなかったとありますけれども、実際に病院内で実施できずほかでできたのか、それとも全くそれができなかったのか、その辺の詳しい内容をお伺いしたいと思います。これが決算書。

あと、主要施策のページです。主要施策の成果と消防活動実績報告書、これが1ページと9ページなのですけれども、1ページのところで、これ事業成果の説明のところに庁舎の劣化状況や必須工事内容を把握することができたというようにありますけれども、実際の庁舎の劣化状況というか、それがどういう状況になっているか、その辺について説明をお願いしたいと思います。

それと、9ページです。9ページなのですけれども、救急の関係で、これは昨年も質問された内容から、私ちょっと今回も確認したいのですけれども、搬送される医療機関の所在地ですね、これ何か所あるかということについて、昨年は102か所というふうにありました。今年度もこのことについて、102か所以上になったのか、それとも減ったのか、その辺の数字をつかめていたら伺いたいと思います。以上です。

それで答弁される時、すみません、ページ数をおっしゃってから答弁をお願いします。

○議長（秋谷公臣） 予防課長。

○予防課長（丹羽雅幸） 議員のご質問にお答えいたします。

資料にありましては、歳入歳出決算書8ページの2款1項1目消防手数料、危険物規制事務手数料の超過についてご説明いたします。今回予算額に対して超過した理由といたしましては、データセンター建設に伴い、非常用発電機及び発電機用の地下タンクの設置数が増加したため、予算額を超過したものでございます。また、付随するかと思いますが、給油取扱所等危険物施設の老朽化に伴う改修も、要因の一つと考えてございます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） では、私から年次休暇の取得状況ということで、署別に令和2年度の状況ということで、まず申し上げます。総務課14.9日。平均でございます。予防課16.3日、警防課15.2日、指揮指令課が19.1日でございます。

続いて、消防署に入ります。牧の原消防署13.8日、印旛消防署17.5日、本埜消防署13日、印西西消防署14.5日、印西消防署16.9日、白井消防署16.7日、西白井消防署14.3日。この昨年度の平均でございますけれども、15.7日となりました。

続きまして、療養休暇を取得している職員はいるのかというところでございます。それにつきましてお答えをいたします。現在1名おります。期間でございますけれども、期間につきましては後ほどお答えをさせていただきます。

続きまして、主要施策の成果、消防活動実績報告書、この1ページの工事調査の結果ということでお答えをいたします。まず、建物自体でございますけれども、この調査をした結果、約19年が経過した建物であるということで結果が出ました。

続きまして、修繕が必要な箇所を順を追って申し上げてまいります。まず、屋根でございますけれども、防水カバー工法による改修が望まれるというところでございました。

続きまして、2点目になります。外壁でございます。塗り替え時期に来ているというところでございました。

続きまして、3点目、外部の金属部分でございますけれども、防水工法とともに笠木を取り外して改修する必要があるということで、一度外部金属かぶっているところを外しまして改修する必要があるというところでございました。

続きまして、4点目でございます。外構でございます。これは外部構造ですね、外構、出動棟のポール等はさびが確認されるので、表面の塗装の措置が必要であるというところでございました。

続きまして、5点目でございます。建具ということで464号線側のほうに3階に非常用の進入口というものがございますけれども、これが一部確かな役割を果たしていないということで、補修が必要であるというところでございました。

続きまして、6点目、内部でございます。漏水の影響によるクロスが剥がれて、一部にカビの発生が見られる箇所が存在するというところでございます。これについて、漏水、そういったものが原因であれば修繕が必要であるというところでございました。

続きまして、7点目、電気設備の照明設備でございます。LEDに交換が望ましいということでございました。

概要といたしましては以上でございます。以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） 私からは、歳入歳出決算書20ページ、メディカルコントロール協議会における研修というところで、まずそちらをお答えします。

中止になりました研修は、気管挿管研修2名分、ビデオ喉頭鏡気管挿管研修12名分のもので、この講習は、メディカルコントロール協議会内の病院、これは日本医科大学千葉北総病院と成田日赤病院で実施されているものです。ほかの病院で実施することはできないものでございます。

続きまして、搬送医療機関の数ですが、これは前年と変わりなく102件ということになります。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 指揮指令課長。

○指揮指令課長（篠田一彦） 決算事項の説明書の中で16ページ、事故繰越しについてお答えいたします。

罰則なのですけれども、大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店に対する罰則の状況なのですけれども、まず本事業に係る契約事項、発注者への損害賠償請求第17条の5第1項1号並びに同条5項の規定

に基づき請求額を計算したところ458円となりました。当消防組合が準用する印西市契約事務規定第29条第1項の規定により、その金額が1,000円未満となる場合は徴収しないことと規定していることから損害賠償請求は実施しておりません。しかしながら、今回このような事態が生じることのないよう、令和3年4月26日に注意文書として株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店長宛てに注意喚起を実施いたしました。損害はありませんでした。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） それでは、私、決算書8ページ、行政財産目的外使用料のうち気象観測機について、この結果ということでお答えをさせていただきます。

これにつきましてはウェザーニュースによるものでございまして、そちらへ貸しているといいますが、そちらのウェザーニュースのものでございます。したがって、この結果につきましては分かりません。把握してございません。結果は……

（何事か言う人あり）

○総務課長（山下浩一） 失礼いたしました。当消防組合で利用しているものではございません。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 答弁漏れありますか。

（何事か言う人あり）

○議長（秋谷公臣） では、再質問。

2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） 順番追って再質問します。今の8ページです。ウェザーニュースに貸していて、利用していないというけれども、こちらで利用していないのにお金払うのですか。要するに支出している、その理由ですね。この気象観測機がどういうところに役立っているのか。利用していないのに支出してあるのだろうかというふうに私思いますので、その点について伺います。

それと、危険物のことです。これ地下タンクの増とありますけれども、どのくらい増えたのか。老朽化というのはどのくらいあったのか。その数字というか場所とか分かればお伺いしたいと思います。これが8ページ。

次に、12ページです。療養休暇の方が1名とおっしゃいましたけれども、平成29年と30年はかなりの方がいらっしゃったのですけれども、つまりこういう療養休暇を取る方が1名になったということで、これは喜ばしいことなのですから、そういうことなのですね、その確認をしたいと思います。

有給休暇はかなり上がっているの、それは私は喜ばしいことなので、これからも規定の20日が取れるように皆さん頑張ってくださいと思います。

それと、16ページです。これ実際に損害賠償は1,000円未満だからやらなかったとおっしゃいますけれども、そもそもこの免許申請を忘れたというその理由です。何日ぐらいたって忘れたのは気がついたのか、その理由もちゃんと把握すべきだと思いますけれども、その点についても一度伺います。

それと20ページの、これ日医大と成田日赤しかできなくて、ほかではできないということで、そういうことなのだなというのが分かりましたので、これは再質問がありません。

それと、あと主要施策の1ページです。これについて8項目までおっしゃいましたけれども、修繕のところでは屋根の防水カバーが望まれるというのと、あとこれは必要だというのがあって、望まれると必要というのがありましたけれども、望まれるという結果が出ても、それは必要なのだからやるわけですよ、その点について伺いたいと思います。

それと、3階の進入口ですか、この役割を果たしていないというのはどういうことなのでしょう、この内容を伺いたいと思います。

再質問は以上です。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） では、私から、まず8ページの気象観測機につきましては、説明が不足申し訳ございませんでした。これは歳入でございまして……

（「あっ、そうか、ごめんなさい」と言う人あり）

○総務課長（山下浩一） 2万6,888円をいただいております、当消防組合に……

（「申し訳ない、すみません」と言う人あり）

○総務課長（山下浩一） 置いてございますので、お金をいただいているというところでございます。

それと、次に移ります。申し訳ございません。主要施策の成果、消防活動実績報告書の1ページの工事結果についてというところで、屋根につきまして直す必要があるということで答えさせていただきました。やるという計画をしております。

それと、3階のところはちょっと開けるのに引っかかったりなんかしてございまして、やや支障があって直さなければならないというところで、そこも直します。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 予防課長。

○予防課長（丹羽雅幸） お答えいたします。

資料につきましては、歳入歳出決算書8ページ、危険物規制事務手数料についてです。予算の際に見込んでいた件数的には191件を見込んでおりました。決算時には256という数で、差分がおおよそ65件ほど出てございます。その65件で説明させていただきたいのですが、設置許可というもので20件ほど、うち17件はデータセンター関係となります。変更許可で12件、うち8件がデータセンター関係でございまして、

それと、完成検査、こちらが14件です。うちデータセンターを含みますが、7件ほどがデータセンター関係となります。

また、先ほどの老朽化というところはこの完成検査のところに入っております、ガソリンスタンド等の計量機等の交換などがここに、データセンターと比べれば少ないのですが、3件ほど含まれてございます。仮使用というので12件ほどです。これは、さきに申し上げました変更許可、それに伴う件数で12件がございまして。また、仮貯蔵、仮取扱いで6件ほどございまして。タンク検査で1件。計65件が増加の原因として把握してございます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） 私から先ほど療養休暇の人数1人ということでお答えをさせていただきましたが、

訂正をお願いいたします。3人でございます。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 指揮指令課長。

○指揮指令課長（篠田一彦） 事故繰越しの内容についてお答えいたします。

新規配備ですね、無線の牧の原ポンプ車、車両積載分の免許申請、それのみを行っており、今回の本事業に伴う免許申請を過失により免許申請していないことについて報告されたものでございます。

あと、経緯なのですけれども、大崎コンピュータエンジニアリングと契約の12月、1月、2月、3月に各1回ずつ4回の連絡結果が確認できております。令和2年12月3日、令和3年1月5日、令和3年2月3日、令和3年3月9日です。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 消防長。

○消防長（豊田徳之） 申し訳ございません。事故繰越しの関係なのですけれども、うちから業務を発注しまして、その後、再三確認は取っていました。その都度、業者側からは順調に進んでいるというような報告を受けていました。最終的に3月中頃、前かな、くらいになったときに業者から、本当に業者のほうのうっかりミスというところで申請を怠っていたということが発覚しまして、当初回答しましたとおり、年度内の事業終了ができないということになりまして事故繰越しさせていただいたものです。ですから、うちからは発注後も確認は取っていたのですということを了承していただければと思います。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） 今お答えいただいた、結局こちらが確認したにもかかわらず、向こうはやっていないのに進んでいるという、要するに虚偽の答弁、虚偽の報告というか、そういうことですよ。その確認をもう一回したいと思います。

それと、8ページです。この8ページ、すみません、私、歳入と歳出と全く間違えてしまいまして、結局この気象観測というのは、この消防にとっては要するにその仕事の範囲内ではないということで、ウェザーニューズをただ置かせてあげていると、それだけなのです。消防にとっては要するに必要ないという、そういう状況ですね、その確認です。

それと、療養休暇の3名とありましたけれども、これそれぞれ何日休まれて、その方は回復されたのかどうか、職場に戻ったのかどうかも確認したいと思います。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 消防長。

○消防長（豊田徳之） 私からは事故繰越しの関係で業者とのというお話があったかと思いますが、虚偽の報告をしていたというわけではなく、うちのほう業者の営業担当とやり取りをしているわけで、向こうの業者内の、要は営業と実動といいますか実際に動いている部分、そういうところの意見調整というか、結果その辺がうまくいっていなかったのかなと、こちらでは把握しております。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） 療養休暇につきましてお答えいたします。職場に復帰したのかというところで、

復帰してございます。

続きまして、ウェザーニューズにつきましてお答えをいたします。消防では直接使っているものではないものです。消防のものではないのですが、気象観測データというところで、これ火災でも災害でもその気象データもらうことになります。気象観測データ自体が、印西市、白井市の状況が反映してスクリーンに出るようになってございます。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） 療養休暇の方3名が復帰していると言いますけれども、それぞれ何日間休まれたのかというのを答弁漏れなのでお願いします。

それと、最初の答え、ウェザーニューズ利用していませんとおっしゃいましたけれども、実際にはスクリーンに出ているから利用しているのですよね。ちょっとその辺の確認です。

○議長（秋谷公臣） 指揮指令課長。

○指揮指令課長（篠田一彦） ウェザーニューズの利用なのですけれども、こちらのほうで気象データとして利用しております。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） 療養休暇3人ということでお答えして、答弁漏れの件なのですけれども、申し訳ございません、手元にただいま資料がございません、何日取ったのかということで。後ほど報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（秋谷公臣） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（秋谷公臣） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

認定第1号 令和2年度印西地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

認定第1号については、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（秋谷公臣） 起立全員です。

したがって、認定第1号については原案のとおり認定することに決定しました。

ここで休憩したいと思います。13時ちょうどまで休憩いたします。

休憩 午後 零時10分

再開 午後 1時00分

○議長（秋谷公臣） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、休憩中に執行部の入替えがありました。ご承知願います。

また、皆さんに注意なのですけれども、マイクにできるだけ近づいて発言してくださいということです。よろしく願います。

総務課長。

○総務課長（山下浩一） 午前中の決算認定議案のところで山田議員からの質疑、これにつきまして答弁の訂正をお願いいたします。よろしいでしょうか。では、療養休暇に関するところでございます。3人であるということでお答えをさせていただきました。しかしながら、これにつきましては、本年、令和3年の上半期分のものでございました。申し訳ございませんでした。令和2年度につきましては、7人が療養休暇を取得いたしました。日数につきましては、7人合わせてというところで269日となります。申し訳ございません。訂正をいたします。7人の内訳を申し上げます。1人目、54日、2人目、23日、3人目、36日、4人目、17日、5人目、31日、6人目、80日、7人目、最後の7人目、28日でございます。

それと、もう一つ、うち復帰をしたのはどのくらいいるのかというところで、5人が復帰してございます。6人目と7人目につきましては、現在育児休業中でございます。

以上が療養休暇の概要でございます。

○議長（秋谷公臣） よろしいですか。

次に行きます。

---

#### ◎報告第1号の上程、報告、質疑

○議長（秋谷公臣） 日程第8、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直） 報告第1号についてご説明をいたします。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告を行うものです。

令和3年6月24日23時25分、印西市滝野3丁目5番4号、オーベル牧の原へ災害出動し、敷地駐車場内を左折した際、ブロックを踏みつけ、ブロックの破片が付近に駐車していた車両の右側面に当たり一部にへこみを生じさせた事故、事案です。和解の条件としまして、当消防組合の過失割合を10割、相手方過失割合をゼロとし、本事故に関する一切の損害賠償金として対物賠償16万9,906円を支払うものです。

なお、本件示談のほか、当消防組合と相手方には一切の債権債務関係がないことを確認しております。

今後、職員には職務を遂行するに当たり、常に緊張感を持って業務に取り組むよう指導し、安全管理の徹底を図ってまいります。

○議長（秋谷公臣） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。



2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） このブロックというのは破片が飛び散ったということで、またこの組合の責任で新たにブロックを設置したのでしょうか。その点について伺います。

そもそもこれは分譲地だと思いますけれども、このブロックというのはこの1個だけですか。それともこの地域はみんなこの歩道にそれぞれブロックが設置されているのでしょうか。

○議長（秋谷公臣） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（中嶋 稔） 牧の原消防署の中嶋と申します。

お答えいたします。

オーベル牧の原の歩道には、管理事務所に問合せたところ、歩道の脇にブロックが間隔的に置いてございまして、違法駐車対策ということで置かれているということでございました。今回ブロックを踏みつけて破損させてしまったのですが、管理事務所のほうではブロックの新たに設置することは要らないということで了解を得ております。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） それでは、このブロックそのものを撤去したということですね、管理事務所で、ということなのですか。

○議長（秋谷公臣） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（中嶋 稔） お答えいたします。

ブロックについては、現在この事故現場位置図に、下に写真で載せておりますが、こちらのところにはブロックは置かれておりません。ほかのところですね、敷地内のほかの道路のところには、歩道の脇のところにもまだブロックは置かれている状況でございます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） ほかに質疑は。

7番、和田健一郎議員。

○7番（和田健一郎） この化学車が敷地内に入ったということだと、恐らくマンション内という平均時速8キロの制限である中ですが、このブロックの飛びを見ましたら速度がかなりあったのでしょうか。

それともこれは重さで飛んだものなののでしょうか。と申しますのは、速度が過度になっていたという場合の過失も含まれているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（秋谷公臣） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（中嶋 稔） お答えいたします。

ブロックが設置されたのはかなり前ということで、もう耐性があまりないところに化学車でタイヤで乗り上げたということで、今回は破損したということになるかと思えます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 7番、和田健一郎議員。

○7番（和田健一郎） その際、化学車のスピード等は確認しておりますか。

○議長（秋谷公臣） 牧の原消防署長。

○牧の原消防署長（中嶋 稔） お答えいたします。

傷病者の発生した現場の棟の近くですので、徐行運転をしていたということでございます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（秋谷公臣） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで報告第1号を終わります。

---

◎一般質問

○議長（秋谷公臣） 日程第9、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

なお、申合せにより一般質問の制限時間は60分となっておりますので、よろしくお願いいたします。

1番、藤江研一議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 皆様、こんにちは。1番、藤江研一です。通告に従い、一般質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染は世界的大流行となり、今なお世界各地で猛威を振るっています。コロナの感染拡大に対し、我が国では緊急事態宣言とまん延防止等重点措置を実施するなど、拡大防止に努めてきました。9月30日にはいずれも全面解除され、緊急事態宣言と重点措置の対象がゼロとなるのは、4月4日以来半年ぶりです。千葉県の新規新型コロナウイルス感染者数も7月以降拡大し、8月20日には1日に1,778人となるなど猛威を振るいました。この間、政府は、入院だけでなく宿泊療養施設への搬送や自宅療養と往診、抗体カクテル療法の活用など、多様な手段の整備と対応を重ねています。医療従事者、そして救急業務を行う皆様方などの懸命な努力に支えられて今日があると実感しております。地域住民の命と健康を守る活動をされた皆様方のご尽力に改めて心から感謝申し上げ、また心から敬意を表します。しかし、今後も油断なく適切な対応を重ね、収束に向けてなお一層の努力が必要と思います。リバウンドを避け、第6波への備えを万全にする必要があります。他方でいかに社会活動、経済活動を軌道に乗せていくか、難しい局面が続きます。

そこで1、令和3年7月以降の救急搬送についてです。令和2年2月の定例会でも質問させていただきましたが、当消防組合の令和3年7月以降の搬送状況を正確に把握するため、まず（1）、月別救急搬送件数を伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

令和3年7月1日から9月30日までの救急出動件数は1,872件でございます。そのうち救急搬送件数は1,652件でございました。また、月別搬送件数では、7月が602件、8月が591件、9月は459件でございます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1 番、藤江研一議員。

○1 番（藤江研一） 次に、(2)、受入れ先医療機関が見つからず、搬送に長時間かかった月別の件数を伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

当消防組合管内において現場到着から病院到着までを1時間以上要し、かつ病院問合せ回数が5回以上の救急事案につきましては、7月が15件、8月が25件、9月は18件でございました。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1 番、藤江研一議員。

○1 番（藤江研一） 令和2年10月から3年1月まで4か月間で50件の救急搬送ということでしたので、それと比べるとかなり増加しております。

次に、(3)、最大搬送時間事例と病院問合せ回数、最大の事例について伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

現場到着から病院到着までの最大搬送時間事例は、8月10日に発生しました急病の新型コロナウイルス陽性患者対応事案となり、搬送時間は6時間29分でした。

また、病院問合せ回数最大の事例は、8月5日に発生しました急病の吐血事案でございまして、病院問合せ回数は13回でございます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1 番、藤江研一議員。

○1 番（藤江研一） 再質問です。

令和2年10月から3年1月まで、4か月間の最長は144分でした。3時間を超える搬送時間となった件数は何件か、伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えします。

3時間を超える搬送時間となった件数は、7月がゼロ件、8月が4件、9月は1件ございました。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1 番、藤江研一議員。

○1 番（藤江研一） 再質問です。長時間かかった原因は、それぞれ何だったのかということをお伺いします。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

3時間を超える搬送5件全てが、新型コロナウイルス陽性患者対応事案でございます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1 番、藤江研一議員。

○1 番（藤江研一） 次に、(4)、不搬送事案の月別の件数を伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

救急出動1,872件のうち不搬送事案につきましては、7月が60件、8月が93件、9月は67件でございました。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 再質問です。この不搬送には誤報や入院の必要がない軽症患者等による通報が含まれているのか、伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

救急隊により軽症または入院の判断はいたしませんので、観察結果を踏まえ病院を選定し搬送いたします。不搬送になるものとしましては、誤報、傷病者なし、明らかな死亡、拒否及び傷病者本人からの搬送辞退等でございます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 次に、(5)、このうち自宅待機や元の場所に戻った事例、搬送中死亡された事例の月別件数を伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

救急出動1,872件のうち、コロナ関連により印旛保健所の指示により自宅待機となった件数は、7月が1件、8月が32件、9月が12件で、元の場所に戻った事例はありませんでした。また、搬送中の死亡事例はございませんでした。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 再質問です。問合せ先は、救急隊員の判断によりコロナウイルス感染の疑いのある場合は保健所、ない場合は医療機関になるのか、伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染の陽性が確定している傷病者につきましては、保健所の管轄下になっているため、傷病者の観察を行い、状況を保健所に連絡、搬送の可否及び収容先の指示を得て活動することとなります。

また、発熱等による感染疑いのある傷病者につきましては、傷病者を観察後、救急隊で受入れ先医療機関等を選定し搬送しております。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 再質問です。保健所の回答に時間がかかった事例が多いのか、伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

新型コロナウイルス陽性者対応事案は、7月が10件、8月が73件、9月は25件ございます。そのうち1時間以上かかった事例は、7月が1件、8月が29件、9月は8件ございました。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） （6）に移ります。月別の救急搬送件数のうち新型コロナウイルス感染症、疑いを含むものですが、この搬送件数と陽性者の件数を伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

7月が25件、うち陽性者は9件、8月が54件、うち陽性者は38件、9月が26件、うち陽性者は11件でございます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 大変な状況であったと思います。そこで（7）ですが、組合内の全救急搬送車両が出勤し、待機車両がない状態が生じた事例の件数と対応について伺います。

○議長（秋谷公臣） 指揮指令課長。

○指揮指令課長（篠田一彦） お答えいたします。

令和3年7月1日から9月30日まで、救急車7台全てが出勤した件数は9件で、7月が5件、8月が2件、9月が2件となっております。救急車7台が出勤した際の対応につきましては、牧の原消防署に配備しております非常用救急車を8台目の救急車として運用し対応することとなります。この8台目の救急車の出勤は、9月に1件発生しております。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 9件もあったと伺い大変驚きました。再質問です。9月に非常用救急車が出勤した1件以外は、幸いにも全救急車出勤中に救急搬送要請がなかったのか。それとも救急搬送要請はあったけれども、非常用救急車の準備が整っていない等で対応できなかったのか、伺います。

○議長（秋谷公臣） 指揮指令課長。

○指揮指令課長（篠田一彦） お答えいたします。

救急搬送要請はありませんでした。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 安心をいたしました。再質問です。非常用救急車と他の救急車とで装備や機能に違いがあるのか、伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

装備、機能ともに違いはございません。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 再質問です。

基本的には既存配備救急車の車検とか車両の整備に備えて、非常用の救急車を牧の原署に1台配備しているというふうに思いますけれども、今後の第6波や新たな変異ウイルス出現など、今後のことを考えて更に1台配備する考えはないか、伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

非常用救急車の乗り替え運用を開始した平成30年から令和3年9月末現在までの救急出動件数につきましては5件であることから、現時点での非常用救急車の更なる配備は考えてございません。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 今回はまさに綱渡りで救急車の運用ができたと思われまます。今後の救急車の配備や必要な職員の臨時的な確保が必要に応じて十分に行われるよう、期待いたします。

次に、(8)、救急車両確保のため、やむを得ず消防署で患者の方等に待機していただいた事例の件数と対応を伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

救急車両確保のために傷病者に消防署で待機していただいた事例はございません。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 最後に、(9)、搬送の都度廃棄とされていた感染防止衣上下、ディスポグローブ、N95マスクの備蓄、配布が十分か伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

感染防止対策資機材につきましては、通常活動用の配備分に加えて3か月以上の救急事案に対応できる備蓄を確保してございます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） では、次に大きな2番、排水車についてに移ります。近年頻発する局地的な大雨、いわゆるゲリラ豪雨により発生する内水被害に備えて、自治体で排水ポンプ車を導入した事例が報道されています。

まず、(1)、給水車と排水車の違いについて伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

当消防組合が整備している給水車は、水槽付ポンプ車の3倍以上の水を積載しており、火災出動時、防火水槽等の消防水利が豊富でない地域において貯水槽の役割をいたします。また、大規模災害等においては、積載水を飲料水として使用できることから給水車としての能力を発揮いたします。

なお、排水車につきましては、大雨、洪水等における浸水被害に対し、迅速な応急復旧を主の目的としており、浸水した水を安全な位置に排水することに特化した車両となります。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 再質問です。現在、局所的な豪雨等により内水被害が生じて、道路の冠水被害や住宅への浸水被害が生じた場合にどのように対応しているのか、伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えします。

道路の冠水被害につきましては、各構成市の担当部局や警察等と情報共有を密にし、道路排水溝の確認、通行が危険な場合は一時的な交通規制を行い、二次災害防止を図り関係機関に引き継ぎます。住宅等の建物への浸水被害につきましては、消防団と協力し、消防ポンプ自動車や各消防団の小型消防ポンプにて排水作業を実施しております。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 排水車については、これまで国土交通省で配備をして必要に応じて出動していたというふうに報道されていますが、(2)です、国土交通省との連携の状況について伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

当消防組合で対応できない水害が発生した場合の国土交通省等への災害に対する応援要請は、構成市及び千葉県となります。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 冒頭にも少し申し上げましたが、自治体での配備状況、ほかの自治体で導入している事例がございますので、その配備状況について伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

主たるポンプメーカー6社に確認しましたところ、千葉県内の自治体への納入実績はないとのことでした。また、千葉県におきましても排水車は配備していないと聞いております。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 他市の事例ですけれども、静岡県三島市の地域消防局で令和3年4月から運用されている排水ポンプ車は、総排出量毎分30立方メートルの能力を持ち、可搬式消防ポンプ23台分に相当するということです。また、秋田市でも広域で豪雨被害が発生した際に、国土交通省への出動要請で対応できな

いおそれがあるため、毎分60トンと30トンの排水能力を持つポンプ車2台を導入配備したと報じられています。このほか横浜市、川崎市などでも、道路冠水被害の早期解消のため排水ポンプ車が導入されています。

(4)です。排水車の必要性和当消防組合での配備検討状況について伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

排水車につきましては、大雨、洪水等における浸水被害に対し、迅速な応急復旧を主の目的とした車両であることから、当消防組合での整備計画はございません。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 1番、藤江研一議員。

○1番（藤江研一） 先ほどご紹介した、どの自治体も近年の頻発化、激甚化する豪雨災害に対応するため、最近導入、配備を開始したところ。近隣自治体等の動向を注視して、適切に対応していただくよう期待をいたします。

最後に、大きな3番、盛土の安全確認に移ります。本年7月3日に静岡県熱海市で発生した土石流災害で被害を甚大化した原因は、盛土と見られています。盛土は、住宅建設用地などを造る際に、土などを盛って斜面を平らにしたり周囲より高くすることです。盛土をする場合は、側面が崩れないよう擁壁を造ったり、液状化を防ぐために排水設備を整える必要があります。宅地造成等規制法によって盛土の面積や高さに応じて排水設備や擁壁の設置が求められ、面積が3,000平方メートル以上などの要件を満たした大規模な宅地の盛土は、自治体で大規模盛土造成地マップを作成し公表しています。印西市では81か所の大規模盛土造成地が、また白井市でも18か所の大規模盛土造成地が公表されています。また、熱海市の土石流を受けて国土交通大臣は、全国の盛土を抽出した上で災害時に危険を及ぼす場所がないか点検を進めると明らかにしました。

(1)、盛土の安全確認に関する当消防組合の関与について質問し、一般質問を終わります。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

盛土に関しましては、各構成市の担当者に確認したところ、印西市は現在調査中、白井市は調査を実施し危険箇所なしとの回答を得ております。また、土砂災害に関連するところでは、毎年6月頃に千葉県印旛土木事務所から各関係機関宛てに、土砂災害警戒区域等の再点検の実施について依頼がございます。この依頼により各構成市を中心とし、土砂災害警戒区域の急傾斜地崩壊危険箇所の点検を千葉県印旛土木事務所、印西警察、NPO防災千葉及び当消防組合合同で実施し、情報共有に努めております。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 以上で藤江研一議員の質問を終わります。

次に、9番、松尾榮子議員の発言を許します。

質問方式は、一問一答です。

9番、松尾榮子議員。

○9番（松尾榮子） それでは、質問させていただきます。9番、松尾榮子です。令和3年度も新型コロナ



との闘いの中、市民の生命と生活を守る多くの業務に当たっていただいている消防組合の皆様には、心から感謝を申し上げつつ、より安全で効果的な業務体制となることを願い、2項目について一般質問を行います。

大項目1、令和3年度上半期の救急業務について伺います。先ほどの藤江議員の質問と少し重なる部分もありますけれども、9月末までの上半期ということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

(1)、新型コロナウイルス感染症の疑い、熱中症、事故、急病等、事由別の救急搬送について、それぞれ件数を伺ひます。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

令和3年4月1日から9月30日までの救急出動件数は3,394件、うち搬送件数は3,034件でした。搬送した3,034件の救急事故等の種別では、急病2,021件、一般負傷454件、転院搬送216件、交通事故227件、労働災害事故55件、運動競技事故28件、自損行為18件、加害11件、火災3件、その他1件でした。また、急病事案2,021件のうち、新型コロナウイルス感染症（疑い含む）搬送が131件、熱中症の搬送は68件ございました。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 9番、松尾榮子議員。

○9番（松尾榮子） 出動件数は3,394件ということですが、構成市別の内訳はどうだったか、伺ひます。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

構成市別では、印西市が2,055件、白井市が1,328件、その他隣接市町に11件出動してございます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 9番、松尾榮子議員。

○9番（松尾榮子） 労働災害事故が半年間で55件とかなり多いと思ひますけれども、こういった内容が多いのか、また数年にわたって多く出ている事業所などはあるのかどうか、伺ひます。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

上半期で比較しますと、令和元年が66件、令和2年が57件であり、令和3年に限り特別多いものではございません。多くは屋外作業所で発生した負傷事案でございます。また、数年にわたって多く出ている事業所等はございません。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 9番、松尾榮子議員。

○9番（松尾榮子） 毎年負傷者が多く出るような危険な事業所があるというわけではないと聞きまして、安心いたしました。

それでは、次に(2)に入ります。新型コロナの蔓延以来、全国的に受入先の決定に時間を要する事態が続く問題になりましたけれども、当組合での状況を伺ひます。これは、先ほど藤江議員もお聞きになっ

ていましたけれども、半期全体ということで伺いたいと思います。(2)、搬送先が決定するまでに時間を要した事例について伺います。

○議長(秋谷公臣) 警防課長。

○警防課長(鈴木幹夫) お答えいたします。

救急隊が現場到着してから傷病者を車内収容して搬送先医療機関に向け現場出発するまでの時間で、1時間以上要した事例は76件ありました。この76件のうち、新型コロナウイルス感染症(疑い含む)対応事例は25件で、陽性者対応が19件含まれております。

以上です。

○議長(秋谷公臣) 9番、松尾榮子議員。

○9番(松尾榮子) 出発までに1時間以上要した事例が76件あったということなのですが、決定までに時間がかかった最高値はどれだけであったのか、伺います。

○議長(秋谷公臣) 警防課長。

○警防課長(鈴木幹夫) お答えいたします。

現場到着から収容先医療機関が決定し、搬送開始までの最長時間は6時間9分でございます。

以上です。

○議長(秋谷公臣) 9番、松尾榮子議員。

○9番(松尾榮子) 搬送開始までの時間を教えていただいたのですけれども、搬送開始から受入れ医療機関までの搬送時間も必要だと思いますが、これも含めまして要した時間の最高値はどれだけでしょうか。

○議長(秋谷公臣) 警防課長。

○警防課長(鈴木幹夫) お答えいたします。

現場到着から病院到着までの最長時間は、6時間29分でございます。

以上です。

○議長(秋谷公臣) 9番、松尾榮子議員。

○9番(松尾榮子) これは、先ほど藤江議員の質問の中にございました8月10日のコロナの陽性患者の搬送にかかった時間ということのかなというふうに思いますけれども、6時間29分ですね。救急車が到着してから6時間以上かかったということなのですが、搬送された方は無事だったのかどうか、伺います。

○議長(秋谷公臣) 警防課長。

○警防課長(鈴木幹夫) お答えいたします。

搬送中における容体変化はなく医療機関に収容してございます。

以上です。

○議長(秋谷公臣) 9番、松尾榮子議員。

○9番(松尾榮子) 新型コロナウイルス感染疑いとか、また陽性者につきましては、やはり受入れ機関の決定までに長時間要しているようではありますが、今後第6波などが起きた場合に備えた取組、こういったことについて県とか構成市との連携で進められているのかどうか、伺います。

○議長(秋谷公臣) 警防課長。

○警防課長(鈴木幹夫) お答えいたします。

今後の状況を注視するとともに、再度感染拡大した場合に千葉県入院待機ステーション等の一時待機場所の活用など、千葉県健康福祉部医療整備課及び印旛保健所と情報共有を密にし、スムーズな搬送ができるよう連携を図ってまいります。また、構成市で実施しております新型コロナウイルスワクチン集団接種会場に救急隊員を派遣し、応急救護及び救急体制の整備について連携した活動を実施しております。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 9番、松尾榮子議員。

○9番（松尾榮子） 先ほど来の数字をお聞きいたしますと、新型コロナ関連以外の傷病者の搬送にもやはり多くの時間がかかっていると思いますけれども、これについて原因と対策はどのように捉えているのか、伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

新型コロナウイルス関連以外で現場出発まで1時間以上かかっている事案は、傷病者に基礎疾患がある場合が多く含まれております。基礎疾患がある場合、かかりつけ医療機関が収容不能であると、専門性の観点から他の医療機関でも受入れが難しいといった理由から時間を要する場合がございます。この対策としましては、千葉県の救急医療情報検索システムであるちば救急医療ネットの活用を含め、千葉県健康福祉部医療整備課、医療機関との連携を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 9番、松尾榮子議員。

○9番（松尾榮子） 市民が万一の急病の場合に安心して救急車で医療機関に向かえるように、体制づくりのほうをしっかりとよろしく願いいたします。

次に、(3)、救急車が必要でない状況の通報について伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

救急車が必要でない状況でございますが、傷病者本人やご家族が緊急性の有無を判断するのは難しいケースも多く、特に高齢者は急に容体が重症化する場合がありますので、結果だけをもって不適正と認定するのは難しい部分がございます。現場を確認した後、不搬送事案となったものは、傷病者本人、または家族からの搬送辞退による事案が267件、誤報が60件ございましたが、病院に行く車がないなどの明らかな不適正利用は認められませんでした。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 9番、松尾榮子議員。

○9番（松尾榮子） 不搬送の事案ですけれども、これはコロナ禍以前に比べて増減はどうであるのか、伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

コロナ禍以前、令和元年度の上半期の不搬送事案のうち、傷病者本人もしくは家族からの搬送辞退による事案が141件、誤報が75件でした。また、コロナ禍である令和3年度の搬送辞退267件、誤報60件と比較

しますと、約51%増えてございます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 9番、松尾榮子議員。

○9番（松尾榮子） 明らかな不正は認められなかったということでしたけれども、安易な救急車の利用は、他の重い傷病者の搬送にも影響いたします。市民にどのように呼びかけを行っているのか、伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

救急車の適正利用につきましては、当消防組合のホームページに掲載しての呼びかけ、救命講習、消防訓練、イベント行事等、あらゆる機会に救急車の適正利用についてPRするとともに、全救急車にステッカーを貼付け啓発を図っているところです。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 9番、松尾榮子議員。

○9番（松尾榮子） それでは、(4)、職員、消防、救急隊員等の新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

ちば消防共同指令センターでは、通報内容に発熱、呼吸器症状、強い倦怠感、味覚、嗅覚障害等の新型コロナウイルス感染症に関する情報があった場合、指令内容に追加情報として救急隊や消防隊に情報提供します。情報を受けた救急隊及び消防隊は、感染防止衣上下、ゴーグルもしくはフェースシールド、N95マスク、ディスポグローブを装着し、感染症対策を行い出動しております。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 9番、松尾榮子議員。

○9番（松尾榮子） 組合におきます、この半期間の感染状況を伺います。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） お答えいたします。

当消防組合職員の中で8月に1名の感染者が出ております。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 9番、松尾榮子議員。

○9番（松尾榮子） この件につきましては、報道発表と同時に組合議員にも連絡がありましたので、早い対応ですので安心いたしました。

それでは、この件の感染後の対応について伺います。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） お答えいたします。

職員に新型コロナウイルス感染症の疑いが発生した時点で、行動歴の調査及び庁舎の消毒を実施いたします。今回の対応といたしましては、保健所から示されている対応に準じ、陽性となった職員は、陽性確定後10日間の自宅療養といたしました。また、陽性者の発熱症状確認から直近2日間の行動歴を聴取した

結果、当時同じ消防署で勤務していた職員13人を自宅待機とさせ、併せてPCR検査を実施した結果、全員陰性でしたが、この中に濃厚接触者と同様の扱いとする職員が6人おり、陽性者と最終接触をした日から14日間の自宅待機、経過観察といたしました。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 9番、松尾榮子議員。

○9番（松尾榮子） 慎重な対応を取っていただいたことが分かりました。先ほど来のコロナ感染者の搬送件数などを聞きましても、その中でこれだけで済んでいるのはよろしいのではないかなというふうに思います。

それでは、次に大項目2の消防業務のデジタル化について伺います。新型コロナウイルス感染症の拡大防止や行政サービスの向上、効率化に向けて行政手続等のデジタル化が進められておりますが、印西地区消防組合におけるデジタル化の状況について伺います。

（1）、各種手続等の電子メールによる申請について伺います。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） お答えいたします。

初めに、当消防組合における現状といたしましては、当該体制が整っていないことから電子メール申請による受付は行ってございません。また、令和2年12月末には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や行政サービス等におけるデジタル化の推進に対応するため、消防行政における予防分野を中心に手続のオンライン化に向け検討を始めている内容の通知が、総務省消防庁から示されました。今後は消防行政における手続のオンライン化に向けた標準モデルにつきまして、令和4年度以降大規模消防本部を当該モデルとして順次示されるということがございますので、このことにつきましては、今後国、県等の動向を注視し検討してまいります。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 9番、松尾榮子議員。

○9番（松尾榮子） 当組合の現状については分かりました。総務省のデジタル・ガバメント実行計画では、消防法令における申請、届出等について、防火管理者の選任届、それから消防用設備等、特殊消防用設備等の設置届等、19の手続をオンライン化の対象として、令和3年度、マイナポータル、ぴったりサービスを利用した電子申請の受付について、複数の消防本部で実証実験を行い、令和4年度以降、消防本部のオンライン化の普及促進を図るとしております。コロナ禍や社会のIT化の進展の中、消防行政においてもデジタル化は必須ですので、しっかりと進めていただきたいと思います。

それでは、次に行政手続のデジタル化に向けて必要な（2）、押印廃止について、現状の取組を伺います。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） お答えいたします。

初めに、押印を求めている様式としては、国等が定めるものと当消防組合の規則等で定めるものがございます。まず、総務省消防庁が定める消防法令に規定がされている各様式中で押印を不要とする規定については、令和2年12月25日付で施行されました。

次に、当消防組合の規則等については、押印廃止に係る行政手続の押印見直し指針を本年5月に設け、職員へ周知をいたしました。この指針に基づき当消防組合の規則等については、住民や事業者が提出する申請書、届出書等で、押印がなくても支障がないと判断されるものについて、その選別を行い、これにより必要がないと判断をした申請書等については、10月1日から押印の特例に関する規則、要綱、訓令等を交付し、押印の義務づけを廃止したところでございます。

なお、住民等への周知の方法としては、当消防組合のホームページへ掲載し、また窓口などへ届出等の問合せがあった際には説明をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 9番、松尾榮子議員。

○9番（松尾榮子） 消防組合のホームページ上には、管理者が別に定めるもの48件、それから消防長が別に定めるもの13件の押印不要な様式が掲載されておりますけれども、私ども見てみましたけれども、ちょっと分かりにくい面もございます。逆に消防行政において、デジタル化の流れの中でも押印が必要な手続にはどのようなものがあるか、伺います。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） お答えいたします。

押印が必要な主なものとしては、地方自治法上で押印が義務づけられている契約書並びに財務事務及び会計事務による一連の手続に係るものなどには押印が必要となります。また、住民や事業者が当消防組合に提出する申請書や届出に関しては、押印の特例規定を設けたことによって押印の義務づけを全て廃止することとしております。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 9番、松尾榮子議員。

○9番（松尾榮子） 分かりました。

それでは、(3)、消防行政における省庁、構成市とのオンライン化について、現状を伺います。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） お答えいたします。

現在、千葉県防災行政無線による気象情報や千葉県防災情報システムによる災害情報及び熱中症搬送事案件数等の統計が、千葉県や市町村とオンライン化でつながっており情報共有をしております。また、千葉県防災行政無線システムのテレビ会議システムも設置してございます。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 9番、松尾榮子議員。

○9番（松尾榮子） 気象情報とか災害情報、それから熱中症の搬送事案件数等がオンラインで情報共有されているとのことですが、当地区でも大きな被害が出ました令和元年房総半島台風などの災害時には、消防組合と特に構成市との間では、刻一刻変化する生の情報の共有が必要だと思います。こうした災害時に生の情報が共有できるようになっているかどうか、伺います。

○議長（秋谷公臣） 指揮指令課長。

○指揮指令課長（篠田一彦） お答えいたします。

オンラインによる現状につきましては、総務課長がお答えしたとおりでございますが、実災害時に際して構成市と当消防本部間における現状といたしましては、電話、ファクス等で情報共有を図っており、また構成市に災害対策本部が設置された際には、消防組合から職員を派遣し、詳細な情報が共有できる体制を構築することとしております。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 9番、松尾榮子議員。

○9番（松尾榮子） 消防業務のデジタル化につきまして伺ってまいりましたが、こうした時代の中でもデジタル化の困難なもの、デジタル化を急ぎ過ぎずに十分な対応を取った上で対応すべきものなどもあると思います。そこで（4）、デジタル化の困難なものについて伺います。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） お答えいたします。

当消防組合で扱う業務として住民や事業者からの申請や届出等で個人情報に関わるものがあり、現在のシステム体制ではデジタル化は困難なものと考えております。また、デジタル化については、国が進める行政手続のオンライン化に係るデジタル・ガバメント実行計画が令和2年12月末に閣議決定されており、その中でデジタル・ガバメント実現のための基盤整備について示されてございます。

なお、当消防組合で扱う手続においては、情報セキュリティの対策等、国の示す基準をクリアしなければならないことから、今後も法令上の制度の見直しも含め、国、県、構成市の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 9番、松尾榮子議員。

○9番（松尾榮子） 十分な対策を取った上で住民の安心、安全な生活の向上と、スピード感のある消防行政の推進に向けてデジタル化を推進していただきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（秋谷公臣） 以上で松尾榮子議員の質問を終わります。

ここで休憩したいと思います。14時9分まで休憩します。

休憩 午後 1時59分

---

再開 午後 2時09分

○議長（秋谷公臣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、山田喜代子議員の発言を許します。

質問方式は、一問一答です。

2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） それでは、質問します。

1番、職員の充足率とは。今、住宅建設と併せて企業進出の急増が著しい。一方、空き家、空き室も増えています。その変化に対応すべく職員の体制は十分でしょうか。かつて県平均より低かった職員の充足率は、現在では県平均を上回るようになりましたが、その充足率について伺います。充足率の基準という

ものは何か、またどう充足率を上げていく考えか、伺います。

○議長（秋谷公臣） 消防長。

○消防長（豊田徳之） お答えします。

初めに、職員の充足率については、当消防組合における、その主たる理由としては、総務省消防庁から各消防本部に依頼される消防施設整備計画実態調査の結果を反映させたものとなります。また、この充足率の算定の概要としては、国が示す消防力の整備指針がベースとなっており、対象地域における管内人口や都市構造などから当該地域における必要な車両配置台数が算出され、その車両に搭乗する消防職員数はどれくらい必要なのかということなどから、必要とされる職員数が算定されるものとなります。

次に、職員の充足率を上げることについては、職員の定年が令和5年4月1日から段階的に引き上げること、同時に再任用職員が減少していくことなどの状況を踏まえて検証し、次期消防職員定員適正化計画の策定において検討させていただくものいたします。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） 再質問します。私、具体的な数字を伺ったのですけれども、それでは今までの充足率というのはどのように計算してきたのでしょうか。その計算根拠というか、それを伺います。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） お答えいたします。

管内人口や都市構造に対して算出された必要車両数等を基に職員数が算出されます。また、当該職員数に対する、当消防組合の職員数の割合として充足率が計算されることとなるものでございます。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） 分かりました。最初の答弁とちょっとダブるところありますけれども、つまり今まで充足率が91.何%とか実際の数字を出して決算のときにご答弁いただいているのですよ。その計算は、その数字はどのように計算してきたのかという、数字的にお示しできるのでしたら伺いたいのが、私の質問です。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） これにつきましては消防長から答弁がございましたけれども、国の示します消防力の整備指針、これがベースとなって計算方法が決められているものでございますけれども、人口と、あと都市構造とか、あと係数を更に掛けまして複雑な計算をするものでございます。これにつきましては誠に恐縮でございますけれども、後ほど資料を議員にお渡しをさせていただいて、そこで再度ご説明させていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） 分かりました。今までもちゃんと数字で示されていたので、改めて後で伺いたいと思います。

それでは、2番に行きます。救急搬送について、コロナ禍の中、救急搬送の際、順調に市民（患者）を



病院に搬送ができたのかどうか、課題は何なのか伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

令和2年4月1日から9月30日までの令和2年度上半期における救急搬送件数が2,759件、医療機関問合せ回数は4,242件でございました。令和3年4月1日から9月30日までの令和3年度上半期における救急搬送件数が3,034件、医療機関問合せ回数が4,999件でございました。比較いたしますと令和3年度が救急搬送件数275件、約1.1%の増、医療機関問合せ回数につきましては757件、約1.2%の増であり、コロナ禍の影響で医療機関問合せ回数の増加がございましたが、救急車の運用においては大きな影響はなく、順調に搬送できたものと認識しております。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） 俗に言うたらい回しというか、そういうことはなかったのか、一度で搬送できたのか、改めて伺いたいと思います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

病院問合せ回数の平均は、令和2年度が約1.5回、令和3年度は約1.6回でした。また、医療機関に収容後、処置困難等の理由で他の医療機関に転送となった件数は、令和2年度が2,759件のうち4件、令和3年度は3,034件のうち3件であったことから、たらい回しはなかったものと認識しております。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） 分かりました。次の質問は、今までお二人の質問と答弁でよく分かりましたので、2番の質問はこれ以上ありません。

3番についてです。職場環境について、西白井、そして印旛消防署の2つの署のみが職員の個室がない状況です。このまま放置してよいのでしょうか。私は、改善すべきと考えますが、どうでしょうか、考えを伺います。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） お答えいたします。

西白井消防署及び印旛消防署につきましては、既存の建物内の区画、そのスペース的な問題があり、仮眠室の個室化は非常に難しいものとなります。また、この2署については、特に新型コロナウイルス感染防止対策として、令和2年第2回議会定例会で議員皆様方から補正予算としてご承認をいただきました、仮眠室内のカーテンレール設置工事をはじめとする対応をさせていただきました。庁舎の維持管理として、現時点におきましては職員各位の士気を落とすことのないよう、また職員の衛生管理にも十分配意し、修繕や備品購入等により、今後も可能な限りの対応をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） 確かにカーテンレールやったりとかコロナ対策やったのは、それは今までの議会で

分かっていますけれども、これいろんな大変なことがありますけれども、そもそも改善するという考えはあるのでしょうか。

それと、この文中の今おっしゃった修繕、では具体的に何を修繕したのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（秋谷公臣） 総務課長。

○総務課長（山下浩一） お答えいたします。

今後印西地区消防組合施設等総合管理計画におきまして、この見直し等を視野に入れまして検討してまいりたいと思います。以上です。

申し訳ございません。答弁が一部漏れました。修繕につきましては、カーテンレール以降やってございません。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） 今ご答弁した総合管理計画において、この見直しを視野に入れているということなので、やはりどこの消防署に行っても職員の皆さんが同じ環境の中にいるということが大事なので、計画の中にこの改修というか、皆さんが個室になるようにぜひ検討していただきたいと思います。これ答弁は要らないです。

次に、最後の4番に移ります。災害時への備えについて、8月27日、大多喜町において災害救急訓練が行われたとの報道がありました。この訓練時に、ヨーロッパなどで災害現場で広く使われるというスパイダーという名の重機が披露されました。災害時の土砂崩れ現場などでの活用が期待されるとのことでした。

組合では、災害時は今までどう対応してきたのか、その際の課題は何か伺います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

土砂崩れ等の災害に対しましては、各構成市の印西市建設業災害対策協力会、白井市建築業組合と、災害応急対策における建設用作業資機材等の協力に関する協定書を締結しており、大型重機を含む建設用作業資機材等の供給を協力要請することとなっております。

また、今後の課題としましては、静岡県熱海市の土砂災害においても消防と民間の協力した活動が重要と再認識されたことから、安全、迅速な活動を図るため、今後も合同訓練の実施について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） 今の答弁の中で協定書を締結して協力要請できることになってはいますが、実際にはまだ動いていないということなんでしょうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） 本協定にありましては、印西市建設業災害対策協力会とは平成15年4月に協定を締結しております。また、白井市建築業組合におきましては、平成31年4月に協定を締結しているものでございます。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 2番、山田喜代子議員。

○2番（山田喜代子） 私の質問の仕方がちょっとおかしかったのですけれども、協力要請できることになっているのが平成15年4月から締結、実際にこの稼働はあったのかということを確認して、私の質問を終わります。

○議長（秋谷公臣） 警防課長。

○警防課長（鈴木幹夫） お答えいたします。

実際に稼働したのは今年の1月ですが、白井市の火災現場のほうで重機を依頼しまして、そこで活動しております。

以上です。

○議長（秋谷公臣） 以上で山田喜代子議員の質問を終わります。

---

◎閉会の宣告

○議長（秋谷公臣） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和3年第2回印西地区消防組合議会定例会を閉会します。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 2時24分）